

認知症対応型通所介護（デイサービス）契約書

（以下、「利用者」）とデイサービスはあとの杜上野（以下、「事業者」）は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型通所介護（以下、通所介護とする）について、次のとおりに契約します。

第1条 総則

事業者は利用者に対し、認知症により自立生活が困難となった利用者に対してその能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、通所介護サービスを提供します。

第2条 契約の目的

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対する料金を支払います。

第3条 契約期間

- この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第4条 認知症対応型通所介護計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況と希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿った「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。サービスの内容を変更する場合も同様とします。

第5条 運営規定の遵守

- 別に定める運営規定については、本契約書に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は利用者に対して事前に説明するものとします。
- 利用者は、前項の変更に同意できない場合、本契約を解約することができます。

第6条 サービス提供の記録

- 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容などを記録表に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受け、5年間保管します。
- 利用者は、当該利用者に関するサービスの記録を閲覧することができます。
- 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録(複写物)交付を受けることができます。

第7条 料金の請求と支払い

- 事業者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用料等を月毎に合計額を計算します。
- 事業者は、当月利用料等の請求書を翌月の15日までに利用者又は連帯保証人に通知します。
- 利用者又は連帯保証人は、当月利用料等の合計を翌月末までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を滞納した場合、支払いがあるまで、次回の利用をお断りすることができます。

第8条 連帯保証人

連帯保証人は、事業者に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯し保証するものとします。

第9条 サービスの中止

- 利用者は、事業者に対して、利用の当日午前8時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 利用者が利用日の当日午前8時までに通知をすることなくサービスの中止を申し出た場

- 合、事業者は利用者に対して料金の全額または一部を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良などの理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。

第 10 条 料金の変更

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費などの単価の変更を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金明細を作成してお互いに確認するものとします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第 11 条 契約の終了

- 1 利用者は、1週間前に文書で通知した場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、入院などやむをえない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも解約することができます。
- 2 事業者はやむをえない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月前に文書で通知した場合は、この契約を解約することができます。
- 3 利用者は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 事業者は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金支払いを催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
 - ② 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第 12 条 個人情報保護・秘密保持

- 1 事業所及びその職員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- 2 事業者及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 3 次の各号の一に該当した場合は、前項の規定を適用しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②行政庁の事務遂行のため情報提供を求められた場合
 - ③本人または他人の生命、財産の保護に係る場合
 - ④その他利用者様本人又は代理人の同意が困難であると社会通念上妥当と判断される場合
 - ⑤予め文書により利用者又は代理人の同意を得た場合

第 13 条 事故発生時の対応

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに代理人、利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

第 14 条 緊急時の対応

事業者は、通所介護のサービス提供中に利用者の病状の急変、その他必要が生じた場合は、家族または緊急連絡先へ連絡し速やかに主治医またはその他医師などに連絡を取り必要な措置を講じます。

第 15 条 損害賠償

- 1 事業者は、利用者様に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者様の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者様の故意又は過失により、施設または備品につき通常の保守、管理の程度を超える補修等に必要となる費用は利用者様もしくは保証人に請求します。

第 16 条 虐待防止・身体拘束

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとしします。
- 2 基本的に身体拘束は行いません。利用者に不利を生じる、または自傷他害の恐れがある時はやむを得ず身体拘束をする場合があります。その際は必要最低限の時間にとどめ、定期的に異常の有無を確認します。
- 3 身体拘束を行う場合は、法令に基づく指針を遵守するとともに、記録を経時的に行います。

第 17 条 非常災害対策及び感染症対策

- 1 事業者は、非常災害や感染症に対処するためのマニュアルや指針を策定し、定期的に訓練を実施します。
- 2 事業者は、災害発生や感染症の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

第 18 条 相談・苦情相談

- 1 利用者及び代理人は、事業者から提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業者、市町村又は第三者機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者及び代理人からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者様及び代理人が苦情を申し立てたことを理由として如何なる不利益な扱いもいたしません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書の通りです。
- 4 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村等へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第 19 条 本契約に定めない事項

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしします。
- 2 この契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議し対処するものとしします。

第 20 条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 21 条 契約内容の変更

この契約書は、令和 6 年 4 月 1 日に作成しました。介護保険の改定その他の理由により、契約書の内容が書き直される場合、利用者及び連帯保証人に通知し、了承を得るものとしします。

第 19 条 契約書の所有

本契約の証として、契約書は 2 部作成し、事業所と利用者の双方が 1 部ずつ保管するものとしします。

サービス提供にあたり利用者に対し、本書面に基づいて契約事項を説明しました。

説明者：職氏名 _____
説明年月日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者は本書面により、事業者から認知症対応型通所介護について利用契約事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 代筆者 氏名 _____
本人との続柄 _____

連帯保証人 住所 _____

電話 ()

氏名 _____ 印

続柄 _____

事業者 所在地 三重県伊賀市緑ヶ丘本町 1606
施設名 認知症対応型通所介護
「デイサービス はあとの杜 上野」

一般財団法人信貴山病院 分院 上野病院

代表理事 竹 林 由 浩 印

注：本契約書と同時に「重要事項説明書」にも署名、捺印し、以上 2 件の同意をもって契約開始といたします。